⑶　事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

ア　水産生物にとって良好な生息環境空間を創出するための計画に基づく整備をおおむね20海域で推進する。

イ　おおむね６万haの魚礁や増養殖場を整備する。

ウ　おおむね23万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、おおむね5,500haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

第３　留意事項

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施するものとする。

１　施策連携の強化による効果を相乗的に高める取組の推進

⑴　生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策との連携の推進

⑵　道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進

⑶　東日本大震災の被災地における災害復旧事業等関連事業との連携の推進

２　国と地方の役割に応じた取組の推進

３　効率的かつ効果的な事業を実施するための施策の集中化・重点化の一層の推進

４　既存ストックの有効活用

５　循環型社会の構築に向けた取組の推進

６　民間資金・能力の活用

７　事業評価の厳正な運用と透明性の確保

８　公共工事の品質確保とコスト縮減の適切な実施

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

公　聴　会

広島ヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成 24 年４月 11 日

大阪航空局長　花角　英世

１　事案の内容　平成24年国土交通省告示第443号に係る広島ヘリポートの設置について

２　日時　平成24年５月11日14時30分

３　場所　広島市西区民文化センター（スタジオ）
広島市西区横川新町６番１号

４　主宰者　国土交通省大阪航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

５　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成24年４月27日17時までに必着するよう、郵便番号540―8559　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

６　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日14時から広島市西区民文化センター（スタジオ）で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

告　示

諮　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３１４７号

東京都町田市森野１丁目22番１号
債務者　株式会社エスティーエス
代表者代表取締役　志農　　毅

１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大林　憲司
４　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１９０号

東京都板橋区栄町９番２号
債務者　株式会社アクティ
代表者代表取締役　朝田　祐子

１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　　烈
４　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１９６号

東京都渋谷区神宮前２丁目４番20号
債務者　株式会社ＧＯＤＶＩＳＩＯＮＳ
代表者代表取締役　岡崎　聡樹

１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西畠　義昭
４　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２８０号

東京都足立区花畑３丁目37番16号　イックビル302号
債務者　有限会社サン・エンタープライズ
代表者代表取締役　松崎智恵子

１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎本　久司
４　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２８７号

千葉県東金市小野４番地１
債務者　株式会社アニテックス
代表者代表取締役　三宅　孝雄

１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　一郎
４　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２９１号

東京都豊島区東池袋１丁目22番１号
債務者　有限会社エヌライン
代表者取締役　藤平　伸之

１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　　宏
４　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部